

事務連絡
令和4年12月16日

住宅・建築関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもエコすまい支援事業に係る要件の見直し等について

日頃より住宅生産行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年度第2次補正予算において創設したこどもエコすまい支援事業については、今般、別添のとおり制度の見直しを行い、令和4年11月8日以降に対象工事^{*}に着手したこと等の要件を満たす住宅を補助対象とすることとしましたのでお知らせします。

省エネ性能がZEH水準に至らない住宅を設計又は契約している場合であっても、ZEH水準の省エネ性能に変更により補助対象となるものであり、こうした変更を支援するための相談窓口を設けることを予定しています。

また、令和4年11月7日以前に対象工事^{*}に着手した住宅については、今回の要件の変更後もこどもエコすまい支援事業の対象とならないところ、申請の遅れ等の事情も踏まえつつ、住宅事業者は住宅取得者と誠実に協議するなど丁寧な対応をするよう、貴団体所属の会員に周知いただくようお願いいたします。

※対象工事 新築：基礎工事より後の工程の工事 リフォーム：リフォーム工事

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

課長補佐 八木（内線39428）

係長 水落（内線39471）

<こどもエコすまい支援事業お問合せ窓口>

電話：03-6704-5537

受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を含む。）

※今後選定する事務局において、専用のコールセンターを1月頃に開設する予定です。それまでの期間は、上記において問合せをお受けします。

別添 令和4年12月16日付け記者発表資料